



9 農作業に従事する者の数等の状況 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

	従事状態 <sup>※19</sup>	農作業経験の状況 <sup>※20</sup>	通作距離等 <sup>※21</sup>
現在の状況	常時雇用している労働力 (人)		
	臨時雇用している労働力 (人)		
今後の見込み	常時雇用している労働力 (人)		
	臨時雇用している労働力 (人)		

※農地等が転貸される場合は、別紙の2（貸付要件の例外<sup>※22</sup>）、賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合には別紙の3（全部耕作要件の例外<sup>※23</sup>）についてもそれぞれ記入して下さい。

10 農地所有適格法人の機械等の所有状況<sup>※24</sup> 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

種 類	農 機 具					家 畜			
	トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン		牛	馬		
確保済	台	台	台	台		頭	頭		
導入予定	台	台	台	台		頭	頭		
上記数量のうち、リース契約がある場合はその内容 <sup>※24</sup> ： 今後導入予定の機械等がある場合は資金繰りの内容 <sup>※25</sup> ：									
作付（予定）作物の内容及び面積			作付（予定）作物の内容及び面積		作物名称 <sup>※26</sup> 作付面積	m <sup>2</sup>	作物名称 作付面積	m <sup>2</sup>	

11 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響<sup>※27</sup> 【地域との調和要件】農地法第3条2項7号  
申請者自身が想定される影響について記入して下さい。

12 その他参考となるべき事項<sup>※28</sup>

譲渡（賃貸）理由：〔生活営農・農業承継・負債整理・高齢化・転兼業資金・労力不足・耕作不便交換・離農・その他（ ）〕  
譲受（賃借）理由：〔規模拡大・農業承継・耕作不便交換・新規就農・その他（ ）〕

13 添付書面<sup>※29</sup>（□：必須、△：該当する場合のみ添付）

□土地の全部事項証明書 □譲受法人の全部事項証明書 □定款の写し □組合員名簿又は株主名簿の写し

△土地改良区の農地移動確認証明 △単独申請の根拠書類<sup>※30</sup>（規則第10条1項各号に該当する場合）

△構成員に投資円滑化法に基づく承認会社が含まれる場合は「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」

△別紙<sup>※31</sup>（様式例第1号の4）（1 下限面積の例外に該当する場合、2 貸付要件の例外に該当する場合、3 全部耕作要件の例外に該当する場合、4 区分地上権等を設定する場合）

△その他参考となるべき書類<sup>※32</sup>（土地の位置図、解約意思の確認書（賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合）、耕作証明書、意見書、その他（ ））

様式例第1号の4 【譲受人が農地所有適格法人の場合、下記いずれかに該当する時に提出するもの】

別 紙

1 下限面積の例外に該当する場合<施行令第2条第3項>

※許可申請書5の面積の合計が30アール以上（下限面積）を満たしていない場合には、下記いずれかの□を☑にして下さい。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われる場合。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換により権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果下限面積を下ることとならない場合。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等につき、当該隣接する農地等を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する場合。

2 貸付要件の例外に該当する場合<農地法第3条第2項第6号>

※所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）には、下記いずれかの□を☑にして下さい。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡、農地法第2条第2項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合。
- その土地の水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合。  
（表作の作付面積＝ ，裏作の作付面積＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地を、当該法人に貸し付けようとする場合。

3 全部耕作要件の例外に該当する場合<施行令第2条第1項第2号>

※申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、農地所有適格法人自ら農作業を行うことができない場合には、下記の□を☑にして下さい。（両方とも該当していることを要します。）

- 賃借権等の存続期間の満了その他の事由により、農地所有適格法人が当該農地等を自ら耕作又は養畜の事業の用に供することが可能となる時期が明らか（申請時から1年以内）である場合。
- 上記時期の到来により、直ちに農地所有適格法人自らが、現に所有する機械等、農作業に従事する者の数等を勘案し耕作又は養畜の事業の用に供することが可能である場合。

4 区分地上権等を設定する場合<農地法3条2項ただし書> 申請書4～12までの記入が不要です。

※民法269条の2第1項の規定による地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については、下記に、事業・計画の内容（権利取得の目的、設置物の内容等）、周辺の土地、作物、家畜等の防除施設の概要及び関係権利者等の同意又は調整の状況について記入して下さい。

事業・計画の内容

許 可 指 令 書

本申請は、許可します。 仙台市（ 仙農委）指令第 号

令和 年 月 日

仙台市農業委員会会長 ㊟

記入要領【様式例第1号の3記入用】

○別紙の4（区分地上権等の設定）に該当する場合は、申請書4～12までの記入が不要です。

※1 「農地」「所有権」「移転」の表記は、それぞれ必要に応じて、「採草放牧地」「賃借権・使用貸借による権利・その他の使用収益権（○○）」「設定（期間○○年間）」と訂正して記入して下さい。

※2 「所有権等」とは所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を表し、「農地等」とは農地及び採草放牧地を表します。

※3 「自作地」「貸付地」「借入地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入して下さい。

※4 「非耕作地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて記入し、生産調整によって非耕作となっている農地も含まれます。非耕作地の状況及び理由としては、「～であることから条件不利地である」、「借借人○○が○年間耕作を放棄している」「～のため○年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を記入して下さい。

※5 「農地等の面積」は、許可を受けようとする農地等（申請書記入の2の計）及び現に所有権等を有する農地等（申請書記入の4の計）の合計を記入して下さい。

※6 上記5の権利取得後の農地等の面積は、原則として30アール以上（下限面積）を必要としますが、例外として別紙の1のいずれかに該当する場合は、その箇所の□を☑にして下さい。

※7 「生産する農畜産物」は、粗収益の50%を超えるものの名称を記入して下さい。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入して下さい。

※8 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

※9 「農業」欄は、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業の売上げ高の合計を記入し、それ以外の事業は「左記農業に該当しない事業」欄に記入して下さい。

※10 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記入し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入して下さい。

※11 「構成員」は、その法人の組員、株主又は社員であって、農地法第2条第3項に規定する者をいいます。

※12 「構成員区分」は、欄外の※印の区分により当該番号を記入して下さい。

※13 「議決権数」は、その構成員の有する議決権の数を記入して下さい。

※14 「農業への従事日数」は、その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間のうち、その者が当該事業に参画・関与している日数等を、「○月～○月」「通年（○月を除く）」「年間○日間」等と記入して下さい。

※15 「農作業委託内容」は、構成員区分3の者が委託している農作業の内容を記入して下さい。

※16 「理事等」は、農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあっては業務を執行する役員をいいます。また、重要な使用人（農場長等）は、この欄に記入してください。

※17 「農作業への従事日数」は、上記14の日数のうち、耕作又は養畜の事業に直接必要な農作業に従事する日数を内数で記入して下さい。

※18 「法人の事業に必要な農業日数」は、その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う日数をいいます。

※19 「従事状態」は、雇用形態別に、対象となる人数又は年間従事延べ人数等、労働力の量が把握できる内容で記入して下さい。

※20 「農作業経験の状況」は、「農作業歴○年」や「農業技術修学歴○年」等と記入して下さい。

※21 「通作距離等」は、法人の主たる事務所の所在地その他の地点から申請の対象となる農地等までの平均距離又は移動時間を記入して下さい。

※22 所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）は、貸付要件の例外事項として別紙の2の該当箇所の□を☑にして下さい。

※23 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が自ら農作業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙の3の該当箇所の□を☑にして下さい。

※24 「機械等の所有状況」は、農機具及び家畜について現に所有している確保済分と導入予定分に区分し、「リース契約」の対象のものも含めて記入して下さい。なお、既存の「リース契約」又はその予定がある場合は、機械等の所有状況の内数としてその種類と数量を下欄に記入して下さい。

※25 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記入して下さい。

※26 「作物名称」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記入して下さい。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記して下さい。

※27 「農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響」は、権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等にどのように影響するのか想定される範囲で記入して下さい。例えば、「周辺地域の水利調整への参加見込み」「無農薬や減農薬に取り組む地域での農薬使用に関する計画」「周辺地域の実勢の借賃と申請対象農地の借賃予定額との乖離」等です。

※28 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記入して下さい。

※29 添付した書面の箇所の□又は△を、■又は▲のように印して下さい。

※30 「単独で申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付して下さい。

※31 「別紙」は、括弧書きに該当する4つのいずれかに該当する場合に、必要事項を記入のうえ添付して下さい。

※32 「その他参考となるべき書類」は、申請書を提出する農業委員会において指示された書類を添付して下さい。例示されていない書類を添付する場合は、その他の箇所にその書類の名称を記入して下さい。